



解雇を巡る法律上の諸問題②

— 整理解雇・解雇以外の退職事由の有効性を中心として —

- ☑ 整理解雇を行う際に法的に検討しておくべきことは何か？
- ☑ 整理解雇の回避措置として希望退職・退職勧奨の法的留意点は？

整理解雇は、使用者側の経営上の都合により行われる解雇であり、解雇権濫用法理の解釈・適用のあり方として、労働者の責めに帰すべき事由が認められるその他の普通解雇よりも厳格に判断すべきものと考えられています。

本セミナーでは、近時の裁判例などを踏まえて、整理解雇の有効性判断にあたって法的ポイントと整理解雇の回避措置としての希望退職・退職勧奨の法的留意点、その他解雇以外の退職事由の実務上の論点を解説します。

日時 令和5年8月2日（水）

午後3時～5時

講師 弁護士 山中 健児

（石崎・山中総合法律事務所代表弁護士）

開催方法 WEB 開催

定員 100名

（Microsoft Teams meeting を使用）

対象者 企業の経営者、人事担当者、現場管理職

参加費 5,500円（税抜5,000円）

※石崎・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。

申込方法 FAX 又はメールでお申し込みください（申込み〆切り7月27日（木））。

【講義プログラム】

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 整理解雇の4要素と相互の関係 | (2) 退職勧奨 |
| (1) 人員削減の必要性判断のポイント | ・違法な退職「強要」との区別 |
| (2) 解雇の回避はどこまで求められるか | 3. 近時の裁判例を踏まえたケーススタディ |
| (3) 対象者をどのように人選するか | — 整理解雇の有効性、退職勧奨の違法性、 |
| (4) 解雇までにどのような手順を踏むか | 合意退職の成否が問題となった事例— |
| 2. 整理解雇の回避手段 | (1) 事例の紹介 (2) 判断のポイント |
| (1) 希望退職 | (3) 実務上の留意点 |
| ・解雇との違い ・退職条件の設定 | 4. 質疑応答 |

【次回以降開催予定】9月20日（水）、10月25日（水）、12月13日（水）

いずれも午後3時～5時の予定（テーマ：未定）

参加申込書

石寄・山中総合法律事務所 宛

※本申込書に必要事項をご記入頂き、下記いずれかの方法でお申し込み下さい。

FAX送信にてお申し込み頂く場合 FAX 番号：03-3272-2991

Eメールにてお申し込み頂く場合 送信先アドレス：seminar@iylaw.jp

(本申込書をPDF化し、添付ファイルで送信して下さい) ※申込み〆切り7月27日(木)

「解雇を巡る法律上の諸問題②」 日時：令和5年8月2日(水)午後3時～午後5時 (WEB開催 [Microsoft Teams meeting を使用]) 定員 100名 参加費：1名様あたり5,500円(消費税抜5,000円) ※お申込書にご記載頂いた宛先に請求書を送付させていただきます。 ※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。	
会社・団体名	<input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 非顧問 該当する箇所にチェック☑をお願いします。
住所 〒	
所属・役職 (代表者) 氏名	Eメール @ ※申込手續完了後に Teams の接続情報を上記のアドレスにご案内させていただきます(複数名でご参加の場合にも代表者様のアドレス宛てに一括してご案内させていただきます)。
TEL ()	FAX ()
その他の参加者 所属・役職	氏名
※顧問先企業は、4名様まで無料とさせていただきます。 ※定員の都合上、1社あたり最大5名までとさせていただきます。	
【請求書の送付先】(顧問先企業で5名お申込の場合又は非顧問先企業の場合) 該当する箇所にチェック☑をお願いします。 <input type="checkbox"/> 上記住所・代表者と同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり(上記住所・代表者と異なる場合のみご記入下さい) 送付先住所 所属・役職・ご担当者氏名	

※ご記載頂いた情報については、本セミナーでの利用のほか、今後のセミナーのご案内にも利用させていただきます。